

平成 26 年 4 月 11 日

河内長野市生活保護費不正支出事件
外部調査委員会

説 明 資 料

案件（1）横領事案以外の職員による生活保護費の不適正処理事案に
ついて

1. 職員による生活保護費の不適正処理事案について

(1) 事案の概要

○前生活福祉課主査（平成24年度に明らかになった事務懈怠の当事者と同一職員）が生活保護所管課に在籍していた間、事務の懈怠により、下記の事案について不適正な支出を行っていたことが判明した。

①Aさんに係る不適正な支出

- ・当該主査が担当していた被保護者Aさんが、窓口で生活保護費を受け取りに来なくなったにも関わらず、本来行うべき状況の確認や停止処理を怠り、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。
- ・その後、Aさんが転居していたことが分かったにも関わらず、保護費を支出し続けたが、のちに停止処理を行い、人事異動の直前に廃止決定を行ったものである。
- ・不適正に支出していた期間：平成19年4月～平成21年3月
支出していた金額：2,365,200円（98,550円×24ヶ月間）

②Bさんに係る不適正な支出

- ・当該主査が担当していた被保護者Bさんが、窓口で生活保護費を受け取りに来なくなったにも関わらず、本来行うべき状況の確認や停止処理を怠り、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。
- ・その後、停止処理を行い、Bさんは収入の増加により、廃止決定が行われた。
- ・不適正に支出していた期間：平成17年9月～平成18年1月
支出していた金額：229,240円

③Cさんに係る不適正な支出

- ・当該主査が担当していた被保護者Cさんの前住所地の自治体に支払うべき介護保険料について、口座振替とは別に窓口払いを行っていたにも関わらず、前住所地の自治体には支払わず、保護費を受け取っていたかのように領収書を偽造し、支払われた保護費を金庫に保管し続けていた。
- ・なお、前住所地の自治体に対しては、当該主査の私費において立替払いを続け、保管していた保護費との「精算」は行わなかった。
- ・不適正に支出していた期間：平成19年8月～平成23年6月
支出していた金額：84,600円

(2) 事案の経緯

- ・平成24年4月、当該主査は生活福祉課所管の黒カバンに当該保護費を保管したまま整理することなく異動する。
- ・同年5月、当課統括主幹、主幹、職員2名によって黒カバンの整理作業が行わ

れ、現金や通帳などが多数発見される。

- ・同月、返還金や預かり金など明らかになった金額については、統括主幹から上司（生活福祉課長）に報告が行われ、その後適切に処理が行われたが、不明金約240万円については、上司に報告されず、統括主幹の判断により、主幹の事務机の中で保管される。
- ・同年8月、当課職員により当該主査が使用していたロッカーの中から、多数の封筒と現金が発見される。すぐさま主幹に報告されるが、主幹は上司に報告せず、同じく主幹の事務机の中で保管される。
- ・平成25年2月、統括主幹、主幹により現金の計数が行われ、総額が272万2,790円であることが判明する。
- ・平成26年2月、不正支出事件の全面検証作業中に、ケースワーカーが、Aさんのケースで不自然に処理されている事案を発見する。
- ・数日後、主幹から当課参事に保管金の存在が報告され、直ちに調査を開始し、当該主査や関係職員からの事情聴取により、上記（1）の事実が判明する。

（3）動機、背景

<当該主査>

- ・自身の他の事案と同様、漫然と処理を放置していた。

<統括主幹>

- ・支給用封筒に入っていたことから、被保護者本人に本来支払うべき現金だと思い、本人に渡すことで事務処理が可能であると判断した。
- ・すぐに調査して方針を出すべきだったが、返還金預かりや事務懈怠の処理、そして不正支出事件の調査に労力を費やし、確認作業が停滞した。
- ・不正支出事件などで組織全体が対応に追われている中で、上司に報告するタイミングを逸してしまった。
- ・特に、平成24年度当時は、芸能人の扶養問題など全国的に生活保護への批判が相次いだ時期であり、本市における生活保護の問題をできる限り小さくしようと考え、発覚前に処理が可能であると判断してしまい、上司には報告しなかった。

<主幹>

- ・統括主幹の判断を信頼し、その指示により事務机にて現金を保管し続けた。
- ・不正支出事件の全面検証作業中のAさんへの不自然な処理の発見を契機に調査を行い、3ケースに関わる支出であることを確信した。
- ・これ以上保管し続けることはできないと考え、統括主幹と相談し、上司に報告することとした。

(4) 原因

○課長は査察指導員に、査察指導員はケースワーカーに、任せきりとなったり、個人の判断により処理が行われがちな職場の体質があった。

⇒元職員の不正支出事件と同じ背景があると考えられる。

○結果として、個々の職員が不正な支出や不適切な処理を行っても、組織的に把握できない状況にあった。

(5) 再発防止策

○すぐに行った対策

①全ての生活支援担当職員に対する確認（印鑑、現金の保管の有無の確認）

②緊急庁内点検の実施（～3/11）

・点検対象場所（全庁）

全ての部・室・課・館の執務室、所管する会議室、倉庫及び更衣室など
（共通ロッカー、共通書架、個人の机、個人のロッカーなど）

・点検項目

点検対象場所における公金（切手、印紙、有価証券などを含む）の有無

※有の場合はその理由及び保管状況（保管場所・施錠の状態や鍵の管理者）。また、現状を改善すべき場合は、その改善点。

職員以外の他人名義の印鑑保管の有無

※有の場合はその理由及び保管状況（保管場所・施錠の状態や鍵の管理者）。また、現状を改善すべき場合は、その改善点。

○その後行った対策

①組織機構改革による新組織施行（H26.4～）

・係制の施行（福祉総務係と生活支援1・2係の設置）

⇒給付と支援を組織的に分離し、より一層支払いにおける分業、相互点検・相互牽制を強化する。

・係長制の施行（責任の明確化）

・支援の2係制の施行（係長を査察指導員とし、担任する現業員の明確化）

⇒査察機能の強化により、査察指導員による現業員の状況の把握を強化する。

②面接相談員の配置

・既に取り組んでいる現業員の標準数の配置に加え、面接相談員を設置することにより現業員の負担軽減を行い、訪問活動の充実と被保護者の状況把握の強化を図る。

⇒被保護者にじっくりと寄り添える体制を整える。

(6) その後の状況

○平成26年3月26日、平成24年度に明らかになった事務懈怠による過支給や返還金の保管の事案、元職員による不正支出事件と併せて、当該主査及び関係職員に対する処分を行った。

- ・当該主査 停職6箇月（事務懈怠、私文書偽造）
（別事案の事務懈怠、返還金不適正処理を含む総合量定）
- ・統括主幹 減給10分の1 2箇月（事務懈怠）
（別事案の管理監督不適正を含む総合量定）
- ・主幹 減給10分の1 2箇月（事務懈怠、管理監督不適正）
（別事案の事務懈怠、管理監督不適正を含む総合量定）

○引き続き、調査を継続していく。その結果により、当該主査の刑事告発も含めて検討する。

2. 収入認定に係る不適正処理事案について

(1) 事案の概要

- ・本市では、平成24年度以降、返還金の適正化に取り組んでいく中で、課税調査を徹底することにより、点検を強化していた。
- ・その下で、被保護者Dさんのケースについて、過去数年間にわたり収入申告に漏れがあることが判明し、平成25年12月、通常の返還金の処理と同様に、生活保護法第78条に基づく返還を決定した。
(返還額約140万円、Dさんからの申立てにより分割して納付)
- ・その後、上記の詳細調査や諸事案の事情聴取を行っている中で、当時のケースワーカーが、平成21年度の課税調査において、前年収入が平成20年の収入申告額を上回っていることを確認し、また、前年度の調査結果に誤認があったことにも気がついたが、更なる収入申告を強く求めることなく、Dさんの収入申告を追認していたこと、また、平成22年度、平成23年度の課税調査においても、同様の処理を行っていたことが判明した。
(平成26年3月7日)

(2) 事案の経緯

- ・Dさんについては、就労により得ている毎月の収入申告に基づく認定により、生活保護費の金額を調整して支給していた。
- ・当時の担当ケースワーカーは、地域福祉課（現・生活福祉課）に異動した直後、平成20年度の課税調査による前年収入の確認作業の中で、平成19年の収入申告とほぼ同額であると誤認し、調査を終了した。
(実際は、課税調査の額が申告額を上回っていたため、他の収入の存在を調査する必要があった。)
- ・当該ケースワーカーは、平成21年度の課税調査において、前年収入が平成20年の収入申告額を上回っていることを確認し、また、前年度の調査結果に誤認があったことにも気がついたが、更なる収入申告を強く求めることなく、Dさんの収入申告を追認した。
- ・平成22年度、平成23年度の課税調査においても、同様の処理を行った。
- ・平成24年度の担当替えによる新ケースワーカーも課税調査の結果を誤認したが、平成25年度の課税調査において、前年収入が平成24年の収入申告額を上回っていることを確認し、Dさんに更なる収入申告を求める中で、過去数年にわたり、収入申告以外に収入（賞与）があったことを認めた。

(3) 動機、背景

- ・平成20年度に人事異動した直後に、仕事にも慣れていない中で課税調査の結果を誤認するミスをしてしまったが、上司である査察指導員は病気がちであり、ついには年度途中に長期休暇に入って急遽交代することになるなど混乱してお

- り、ミスをチェックされることもなく、また、相談することもできなかった。
- ・更に、年度途中で経理担当が産休・育休を取得したことにより、元職員（不正支出事件の当事者）が経理担当をすることになり、元職員のケースを他のケースワーカーに割り振った結果、当該ケースワーカーの担当数は、58件から115件へと、倍増することとなり、不慣れな中で多忙を極めることとなった。
 - ・一方、当該ケースワーカーは、Dさんと面談する中で、収入申告やケースワーク上のことで厳しく抗議されたことがあり、強い苦手意識を持つこととなった。
 - ・このような状況の下、当該ケースワーカーは、課税調査により収入申告以外に収入があることを認識していながら、強くDさんに求めることができず、収入申告どおりに収入認定を行い続けたものである。

（４）原因と再発防止策

- ・他の事案の原因である上記１（４）と同様、課長は査察指導員に、査察指導員はケースワーカーに、任せきりとなったり、個人の判断により処理が行われがちな職場の体質があった。
- ・結果として、個々の職員が不正な支出や不適切な処理を行っても、組織的に把握できない状況にあった。
- ・その下で、再発防止策についても、既に取り組んでいる定期的な担当地区換えに加え、上記１（５）と同様、下記の対策が必要である。

①組織機構改革による新組織施行（H26.4～）

- ・係制の施行（福祉総務係と生活支援１・２係の設置）
⇒給付と支援を組織的に分離し、より一層支払いにおける分業、相互点検・相互牽制を強化する。
- ・係長制の施行（責任の明確化）
- ・支援の２係制の施行（係長を査察指導員とし、担任する現業員の明確化）
⇒査察機能の強化により、査察指導員による現業員の状況の把握を強化する。

②面接相談員の配置

- ・既に取り組んでいる現業員の標準数の配置に加え、面接相談員を設置することにより現業員の負担軽減を行い、訪問活動の充実と被保護者の状況把握の強化を図る。
⇒被保護者にじっくりと寄り添える体制を整える。

（５）その後の状況

- 平成26年3月26日、平成24年度に明らかになった事務懈怠による過支給や返還金の保管の事案、元職員による不正支出事件と併せて、当該職員及び関係職員に対する処分を行った。
 - ・当該職員 減給10分の1 1箇月（事務懈怠）